

# 第13回 福岡市個人情報保護審議会

## 特定個人情報保護評価部会 議事録

日 時	平成29年1月11日(水)
場 所	福岡市職員研修センター 405研修室
出 席 者	<p>委員（五十音順，敬称略）</p> <p>石森 久広 五十川 直行 馬場 明子 村上 裕章（部会長）</p> <p><b>事務局</b></p> <p>総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 中村 裕 個人情報保護係長 吉谷 圭 個人情報保護係員 曾我 まどか</p> <p><b>事務担当課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後期高齢者医療保険に関する事務 保健福祉局総務部医療年金課 後期高齢者医療係長 柴田 浩二 後期高齢者医療係 安永 隆亮</li> <li>○ 予防接種に関する事務 保健福祉局健康医療部保健予防課 感染症対策係長 植山 誠 感染症対策係 古賀 通泰</li> <li>○ 国民健康保険に関する事務 保健福祉局総務部国民健康保険課 国保システム係長 黒石 広美 国保システム係 秦 哲也</li> <li>○ 介護保険に関する事務 保健福祉局高齢社会部介護福祉課 保険給付係長 松本 由紀子 保険給付係 小川 勤</li> <li>○ 関係課 総務企画局ICT戦略室 ICT戦略課ICTガバナンス係長 伊藤 真一 ICTガバナンス係 川原 芳和 情報システム課システム第一係長 田中 正彦 システム第一係 松本 耕輔</li> </ul>
議 題	1 後期高齢者医療保険に関する事務

	<p>2 予防接種に関する事務</p> <p>3 国民健康保険に関する事務</p> <p>4 介護保険に関する事務</p> <p>上記各事務が所管する特定個人情報ファイルへの重要な変更に伴う、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検</p>
--	---

## 開会

### 議題1 後期高齢者医療保険に関する事務

- (事務担当課) 全項目評価書説明
- (部会長) 質問や意見等あれば発言をお願いします。
- (委員) 福岡市の住民基本台帳登録外の被保険者等に係る特定個人情報を入手する目的は、福岡市から福岡県外の特別養護老人ホームなどの施設に転出した場合は、引き続き福岡県の後期高齢者医療の被保険者になるという住所地特例制度に対応するためとのことだが、本制度は以前から存在すると思う。今回変更を行う理由は何か。
- (事務担当課) 情報連携が始まる前に、今回の変更を評価書に記載する必要があるため、第三者点検を実施するようになったものである。
- (部会長) 情報連携はいつから始まるのか。
- (事務担当課) 平成29年7月の予定である。
- (部会長) 地方公共団体情報システム機構への照会は、特定個人情報を入手する必要性が生じるたびに行うことになるのか。
- (事務担当課) そうである。区役所の窓口端末から照会し、入手した情報を後期高齢者医療システムに入力する。窓口端末には照会情報は残らない。
- (委員) パブリック・コメントにおける意見に対する考え方について、口頭で説明された内容を加筆した方がわかりやすいのではないかと。  
また、評価書においては、評価書への反映について「なし」と記載されているが、考え方を詳しく記載してはどうか。
- (関係課) 評価書については他の事例を踏まえて記載している状況であり、この項目については「なし」と記載したところである。なお、意見に対する考え方については、ホームページに公表する。
- (部会長) 他に質問等なければ、本議題については妥当であるとの方向で答申したいと思うが、よろしいか。
- (委員) 異議なし

### 議題2 予防接種に関する事務

- (事務担当課) 全項目評価書説明
- (部会長) 質問や意見等あれば発言をお願いします。  
今回の変更の主旨は、後期高齢者医療と同じであり、福岡市に戸籍や住民票がない方についての特定個人情報を入手するという点でよい。

- (事務担当課) そうである。
- (委員) 特定個人情報の入手は年間30件程度の予定とのことだが、これまではどのような対応を行ってきたのか。
- (事務担当課) 「福岡市に住民票はないが、予防接種を受けることは可能か。」と相談があった場合は、本人に住民票所在地等を尋ね、了解を得た上で、住民票所在市町村に必要事項を問い合わせている。
- (部会長) 必要事項が確認できない場合も、予防接種は受けることができるのか。
- (事務担当課) 受けることができる。
- (委員) 予防接種の手帳について、児童が施設に入所していて保護者がいない場合も交付しているのか。交付する場合、施設職員が管理することになるのか。
- (事務担当課) 希望があれば交付しており、施設職員が管理している。
- (委員) DV等で住所を公にしたくないという方もいる。手帳には個人情報が記載されているので、その安全管理が気になるところである。
- (事務担当課) 区役所も含め、個人情報の管理を徹底するように指導等を行っていく。
- (委員) 予防接種によるトラブルが起きた場合はどうしているのか。
- (事務担当課) 本人の母子手帳を確認してもらうこととしている。記載がない場合は、福岡市の接種記録は調べることができる。法的には5年保存だが、できるだけ記録を保存したいと考えている。  
情報連携が始まった後は、福岡市に相談があれば、他都市に照会することも可能になると考えている。
- (部会長) 他に質問等なければ、本議題については妥当であるとの方向で答申したいと思うが、よろしいか。
- (委員) 異議なし

### 議題3 国民健康保険に関する事務

- (事務担当課) 全項目評価書説明
- (部会長) 質問や意見等あれば発言をお願いします。  
システム機器の設置場所の変更とは、物理的な設置場所が変わるということか。
- (事務担当課) そうである。今までは、福岡市役所本庁舎内のマシン室に設置していたが、今後は民間のデータセンターに設置することとなる。  
変更に伴って、入退室の管理等を変更しており、データセンターにおいては、セキュリティカード及び生体認証装置を設置し、厳重管理することとしている。
- (委員) 平成29年10月よりデータセンターで稼働予定とのことだが、それまでは本庁マシン室で稼働しているということか。
- (事務担当課) そうである。稼働までに構築作業、テスト、確認作業を行っていく。
- (部会長) データセンターへの設置場所の変更は、国民健康保険システムに限らず、全庁的に進めていくことになるのか。

- (事務担当課) そうである。システムの更新時期に合わせて変更していくことになると思われ、国民健康保険システムが、初めての設置場所の変更となる。
- (委員) 国保総合システムから、給付に関する情報等が国民健康保険システムに提供される際は、個人番号を含まない情報になるとのことだが、個人の特定はどのように行うのか。
- (事務担当課) 国保総合システムにおいて、個人番号をもとに都道府県被保険者ID及び市町村被保険者IDを生成する。この市町村被保険者IDにより個人を特定して、情報の提供を行う。
- (委員) 国保総合システムでは、被保険者IDを生成するために個人番号が必要ということか。
- (事務担当課) そうである。
- (委員) 国保総合システムから国民健康保険システムに提供される「給付に関する情報等」の「等」には何が含まれるのか。
- (事務担当課) 被保険者IDが含まれる。
- (委員) 国民・住民等からの意見の聴取の評価書への反映については、後期高齢者医療保険と同様の記載となっているが、やはり反映しない理由の説明は必要と考える。  
意見に対する考え方については、ホームページに記載している等を記載してはどうか。
- (関係課) 反映しない理由がわかるよう、記載方法を検討する。
- (部会長) 他に質問等なければ、本議題については妥当であるとの方向で答申したいと思うが、よろしいか。
- (委員) 異議なし

#### 議題4 介護保険に関する事務

- (事務担当課) 全項目評価書説明
- (部会長) 質問や意見等あれば発言をお願いします。  
伝送通信ソフトについて、電子メール方式とあるが、電子メールとは異なるものか。
- (事務担当課) 異なるものである。電子メールはインターネットを使ってデータを送受信するものであるが、伝送通信ソフトにおいては、専用線を使ってデータの送受信を行う。
- (部会長) 国民・住民等からの意見の聴取の評価書への反映については、記載方法を検討願いたい。  
他に質問等なければ、本議題については妥当であるとの方向で答申したいと思うが、よろしいか。
- (委員) 異議なし

議事終了 閉会